

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本県では、2016（平成28）年3月に、「豊かなスポーツライフの実現」を基本理念とした「青森県スポーツ推進計画」を策定（2019（平成31）年3月一部改訂）し、生涯スポーツの推進、子どものスポーツ機会の充実、競技力の向上など、様々な取組を進めてきました。

一方、国においては、2015（平成27）年10月にスポーツ行政を総合的・一元的に推進する「スポーツ庁」が設置され、厚生労働省から障害者スポーツを移管したほか、2017（平成29）年3月、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第2期スポーツ基本計画」※¹を策定し、同計画に基づく取組の成果・課題を分析した上で、2022（令和4）年3月、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間の具体的施策等を示した「第3期スポーツ基本計画」※²が策定されました。

また、2021（令和3）年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、2026（令和8）年の本県での第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催まで3年となり、県民のスポーツに対する関心が高まってきており、これらを契機に、スポーツ活動の推進をはじめ、選手・指導者の育成、健康づくりやスポーツによる地域の活性化など、より一層の充実が求められています。

さらに、2020（令和2）年から新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、今後も長期的な対応が見込まれ、基本的な感染防止対策を講じた上でのスポーツ活動の推進が求められています。

このため、本県では、現行の「青森県スポーツ推進計画」に基づくこれまでの取組の現状と課題及び国の新しい計画を踏まえ、今後5年間を計画期間とする「第2期スポーツ推進計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づく計画として、国の「第3期スポーツ基本計画」等を参酌し、本県の実情に即したスポーツの推進を図るための基本的な方向性を示すものです。

※1, 2 スポーツ基本法（2011（平成23）年公布・施行）に基づき、文部科学大臣が定めるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針。第2期計画については、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの5年間を対象期間として、2017（平成29）年3月に策定。第3期計画については、今後のスポーツの在り方を見据え、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間を対象期間として、2022（令和4）年3月25日に策定。

【スポーツ基本法第10条第1項】

都道府県及び市町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とし、必要に応じて内容の見直しを行います。